

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部地域医療課】 3

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 4
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、北九州市立門司病院のセカンドオピニオン料その他の利用料金の上限額を市長が定める際に乗じる率を10分の110とすることにしました。

この規則は、令和元年10月1日から施行することにしました。

北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 24 号

北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則（平成 31 年北九州市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に行われた診療に係る利用料金については、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市公告第 373 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 9 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 特定役務の名称及び数量

令和元年度子ども・子育て支援制度認定給付等管理システム（幼児教育・保育の無償化）改修業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市子ども家庭局幼稚園・こども園課
北九州市小倉北区内 1 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

令和元年 8 月 1 日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社日立製作所九州支社 北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 16 号

5 契約金額

5,054 万 5,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第 10 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第374号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 令和元年度（令和2年度向け）償却資産申告書封入封かん等業務 一式
- (2) 業務内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和元年10月30日から同年12月16日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前5年間に、個人情報に記載された書類の封入、封かん等の業務を地方公共団体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課
 - イ 日時 令和元年9月26日から同年10月11日まで（日曜日及び土

曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月15日午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和元年10月7日 午前10時

(4) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面はファックスによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 令和元年10月8日午後4時30分までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答書は、入札説明会に参加した者に令和元年10月9日午前11時30分までにファックスで行う。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和元年10月15日 午前10時

4 競争入札参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり、下記のア及びイの競争入札参加資格確認資料を提出し、確認を受けなければならない。

ア 提出書類一覧表(物品用)

イ 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 申請書等の提出

ア 前号アの様式は、北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードして使用すること。

北九州市技術監理局契約部ホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/>

イ 提出期間 令和元年9月26日から同年10月3日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月4日午前11時30分まで

ウ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局税務部固定資産税課

エ 提出方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和元年10月4日午後5時までに通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-3210

FAX 093-582-8611